

## 5. 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針

地域の歴史、文化等からみて、地域の特性を代表する景観を形成する重要な要素となっている建造物や樹木を、次の方針に基づき指定します。また、登録文化財となった建造物については、積極的に景観重要建造物の指定を行います。

項目	指定の方針
①景観重要建造物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の歴史・文化や暮らしを表す代表的な建造物であるもの</li> <li>・地域のシンボリック景観となり地域の人々から愛着をもたれているもの</li> <li>・景観上、欠くことのできない存在であり、常に人々の目に止まるアイストップとなるもの</li> </ul>

候補となる建造物の例

- 淀川町           土佐屋
- 峠地区           桔梗屋
- 加子母地区     明治座
- 福岡地区       常盤座



②景観重要樹木

- ・地域の歴史・文化や暮らしに関わる樹木であるもの
- ・地域のシンボリック景観となり地域の人々から愛着をもたれているもの
- ・景観上、欠くことのできない存在であり、常に人々の目に止まるアイストップとなるもの

候補となる樹木の例

- 落合地区  
善昌寺見越しの松



※アイストップ：人の視線をとどめるポイントとなる事物。道路の突き当たりや広場の中心に置かれると効果的である